

資料 9 別紙

東部地域における支援内容の一覧

は、本市の独自支援を表す
 特記なき場合は、国制度による支援を表す

区 分		支援内容						
		移転跡地の買取り (1)	建物移転費用 (2)	引越し費用及び従前建物の取壊し費用 (3)	移転先の土地の借地料の免除 (4)	建設資金の借入に対する利子相当額の補助 (5)	復興公営住宅への入居(※) (6)	盛土や基礎の高上げ等に要する費用の補助 (7)
移転対象地区 (集団移転)	残存建物あり	○ 時価	○	○ 78 万円上限	○独自支援 被災前後の土地価格の差額を借地料に充当 市街化区域 1 千万円上限 市街化調整区域 8 百万円上限	○ 土地購入費＋住宅建築費を借り入れる場合 708 万円上限 住宅建築費のみを借り入れる場合 444 万円上限	○	×
	残存建物なし	○ 同上	×	○ 同上	○独自支援 被災前後の土地価格の差額＋流失建物等の移転補償費相当額の合計を借地料に充当 市街化区域 1 千万円上限 市街化調整区域 8 百万円上限	○ 同上	○	×
移転対象地区 (単独移転) ※農家等の場合を除き、本市の市街化区域への移転が条件	残存建物あり	○ 同上	○	○ 同上	×	○ 土地購入費＋住宅建築費を借り入れる場合 650 万円上限 (造成費を含む場合 58 万円加算) 住宅建築費のみを借り入れる場合 444 万円上限	○	×
	残存建物なし	○ 同上	×	○ 同上	×	○独自支援 同上	○	×
上記以外の浸水区域（防災施設整備後も浸水が予測される区域）	移 転 ※農家等及び 5 戸以上まとまって移転する場合を除き、本市の市街化区域への移転が条件	×	×	○独自支援 同上 (10 年間の時限措置)	×	○独自支援 同上 (10 年間の時限措置)	○	×
	現位置再建 ※震災時の居住者に限定	×	×	×	×	×	×	○独自支援 460 万円上限 (10 年間の時限措置)

※注) 移転者が自ら住宅を建築する場合の支援内容は、(1)～(5)のうち、該当する項目
復興公営住宅へ入居する場合の支援内容は、(1)～(3)のうち、該当する項目